

## Client Alert

15 April 2026

## カナダ：Swatch 事件に見るケベック州フランス語法制の現在 — 翻訳義務の例外に関する最新の執行判断の分析

本アラートに関する  
お問い合わせ先：



Gates, Arlan  
Partner  
Tronto office  
+1 416 865 6978  
[Arlan.Gates@bakermckenzie.com](mailto:Arlan.Gates@bakermckenzie.com)



Vaccari, Stephanie  
Partner  
Tronto office  
+1 416 865 6976  
[Stephanie.Vaccari@bakermckenzie.com](mailto:Stephanie.Vaccari@bakermckenzie.com)



Mavula, Sarah  
Partner  
Tronto office  
+1 416 814 3300  
[Sarah.Mavula@bakermckenzie.com](mailto:Sarah.Mavula@bakermckenzie.com)

### 概要

2025年10月27日、ケベック州行政裁判所（Tribunal administratif du Québec、以下、「裁判所」）は、Groupe Swatch (Canada) Ltée 対 ケベック州フランス語局（Office québécois de la langue française : OQLF）事件（2025 QCTAQ 10426）において、ケベック州のフランス語法制に関する最新の判断を示し、「モントリオール中心部の店舗外部看板にフランス語表示を含めるよう Swatch Canada に命じた OQLF の是正命令」を取り消した。

裁判所は、登録商標「SWATCH」は、フランス語憲章（Charter of the French Language、以下、「憲章」）上の「人工的な文字の組合せ（an artificial combination of letters）」に該当すると判断し、その結果、フランス語を付記せずに表示できる例外の対象になると判示した。本判決は、法案96号（Bill 96）が全面施行される以前の憲章を適用したものであるが、商標及び造語に対する翻訳例外（translation exemptions）の解釈について重要な示唆を与えるものである。特に、裁判所が、憲章上の造語（coined word）として翻訳例外の適用が認められるかを判断するにあたり、カナダ商標法の原則を参照した点は注目に値する。

### 詳細

#### 1. 規制の枠組み

本件の中心的争点は、OQLF の命令当時に有効であった憲章第58条及び関連規則を Swatch が遵守する義務があったか否かであった。重要な点として、店舗表示においてフランス語を「明確に優勢（markedly predominant）」に表示することを義務付ける第58.1条は、包括的な法案96号改革の一環として導入されたものであり、本件行為が2025年6月の全面施行以前に行われていたため、本件には適用されなかった。

憲章第58条によれば、店舗看板を含む公衆向け表示及び商業広告は、フランス語のみ、又は他言語を併用する場合にはフランス語が他言語よりも「明確に優勢」でなければならない。すでに廃止された当時の規則では、フランス語表示が他言語よりも「はるかに強い視覚的インパクト」を有することが求められていた。

当時適用されていた「商業及び事業における言語に関する規則」

（Regulation respecting the language of commerce and business）では、フランス語併記義務について、主に以下の3つの例外が設けられていた。

- 第25条(4)：フランス語版商標が登録されていない場合には、フランス語以外の言語による「認識された」商標（a “recognized” trademark in a language other than French）の表示が許容される



Oppenheim, Matthew  
Associate  
Toronto office  
+1 416 814 4450  
[Matthew.Oppenheim@bakermckenzie.com](mailto:Matthew.Oppenheim@bakermckenzie.com)

日本語での  
お問い合わせ先：



竹中 陽輔  
パートナー  
03 6271 9548  
[Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com](mailto:Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com)

- 第 25.1 条：店舗看板において商標がフランス語以外の言語のみで表示される場合には、敷地内の他の箇所に「十分なフランス語の存在」（一般的記述やスローガン等）を確保することが要求される（具体的なサイズ要件なし）
- 第 26 条：外部看板において、人工的な文字、音節又は数字の組合せ（the use of artificial combination of letters, syllables, or numbers）については、フランス語の記述を付すことなく使用することが許容される

## 2. 事実関係及び判断

Swatch は、店舗外部看板において、登録商標「SWATCH」のみを表示し、フランス語表記を付していなかった。2024 年 2 月、OQLF は、「SWATCH」は認識された商標（a recognized trademark）として翻訳義務は免除されるものの、憲章第 25 条及び第 25.1 条に基づき「十分なフランス語の存在」を伴う必要があるとして Swatch に通知した。その後、2024 年 11 月、OQLF は正式に、フランス語の十分な表示を求める是正命令を発出した。

Swatch はこれを不服として争い、「SWATCH」は「フランス語以外の言語」に属する商標（a mark in a “language other than French”）ではなく、人工的な文字の組合せ（an artificial combination of letters）であるため、第 25 条(4)は適用されず、第 26 条の例外が適用されると主張した。一方、OQLF は、ケベック控訴院の判例を引用し、フランス語要素を含まない商標は「非フランス語商標」に該当し、第 25 条(4)及び第 25.1 条に基づく「十分なフランス語の存在」が必要であると反論した。

裁判所は Swatch の主張を支持した。裁判所は、憲章の例外規定は厳格に解釈されるべきであるとしつつも、第 26 条は第 25 条及び第 25.1 条とは独立した、一般的翻訳義務からの別個の例外を設けるものであると認定した。裁判所は、広告主の意図ではなく、一般公衆の受け止め方を重視し、当該用語が人工的であるか否かは文脈に即して判断されるべきであるとした。

OQLF が主張した、「SWATCH」が “second” と “watch” の組合せに由来するとの説明（Swatch 自身のウェブサイト上の記述）について、裁判所は、こうした語源は一般公衆には明白でなく、商業的看板の文脈においては無関係であるとして退けた。裁判所は、「SWATCH」はいずれの言語においても固有の意味を持たない造語であり、識別力ある商標としてのみ機能していると判断した。発音上「watch」に似ていることや、「s」が「Swiss」や「second」を想起させ得ることも、その人工的性質を否定するものではないとされた。

## 3. 商標法原則の参照

裁判所は、文脈的判断の一環としてカナダ商標法の原則を参照し、登録可能な商標は、商品や原産地を単に記述するものであってはならないと指摘した。カナダ知的財産庁（CIPO）が数十年にわたり SWATCH 商標を登録・維持してきた事実は、その非記述性を裏付けるものであり、「SWATCH」の意味が商品出所表示としてのみ理解されていることを補強するとした。

裁判所はまた、一般消費者が著名商標「ROLEX」を造語として認識しているのと同様に、「SWATCH」も造語として理解されていると例示した。さらに、SWATCH ロゴにスイス国旗が含まれている点を踏まえ、「SWATCH」という語自体が商品の原産地を十分に記述しているとの懸念は払拭されると述べた。つまり裁判所は、SWATCH ロゴにスイス国旗が含まれていることか



ら、SWATCHという語を単独で見れば「スイス製ブランド」として十分に識別標識として機能しており、本件商標はフランス語表記が要求される類のものではないと判断した。

その結果、「SWATCH」はいずれの言語にも属さない造語であり、第 26 条の人工的組合せに関する例外の適用を受けることができ、第 25 条及び第 25.1 条に基づく、より厳格な翻訳例外の枠組みには服さないと判断された。

#### 4. Bill 96 施行後の Swatch

法案 96 号の施行により、憲章における商標例外の適用範囲は複数の点で縮小されたものの、本判決は、裁判所が例外規定を解釈するにあたり、外部の法概念を参照する姿勢を示した点で重要である。本判決は、現時点では控訴されておらず、憲章がケベック法体系の中で孤立した特異な制度であるとの見方を退けている。裁判所がカナダ商標法の原則を用いたことは、商標に関する憲章規定の解釈において、確立した商標判例法が影響を与え得ることを示唆している。

他のカナダ法上の概念が将来的に解釈補助として用いられる可能性も否定されないが、これは現時点では未検証である。なお、ケベック州はコモン・ロー法域ではないため、OQLF が今後、本判決の解釈手法により自らの執行活動が制約されると考えるかどうかは不透明である。

#### ポイント（要点整理）

- **識別力ある商標と解釈**

一見すると他言語の辞書語から構成されているように見える場合でも、公衆の印象が造語である限り、人工的組合せの例外（the artificial combination exemption）が適用され得る。

- **複数の例外の併存**

複数の例外が適用可能な場合、当事者はより有利な例外の適用を主張することができる。

- **造語商標の強み**

造語商標は本来的な識別力と強力な商標保護を享受するだけでなく、場合によっては人工的組合せとして、より負担の軽い例外の適用も受け得る。

- **デザイン・マーケティング面での対応**

例外が適用されない場合、事業者は、視覚的優位性基準を満たすフランス語の記述やスローガンを含むよう、ブランディングや広告戦略を調整する必要がある。早期の計画は、執行リスクの回避、コンプライアンスコストの低減、ブランド視認性の維持につながる。

- **言語法執行における商標権の考慮**

商標権がフランス語要件に優先するわけではないものの、裁判所の判断は、商標の性質や使用態様が言語法の解釈・適用に影響を与え得ることを示唆している。法務・マーケティング部門は、例外がない限りフランス語優位表示の遵守が必須であることを前提に、商標戦略や看板設計も考慮要素として扱うべきである。



- **執行強化と制裁**

本件は、OQLFの執行プロセスの一例を示している。OQLFは、最初の通知から是正命令を出すまでに約9か月を要しており、この点は実務的に考慮に値する。

英語版は[こちら](#)。